自由積立式「いつでも積金」規定



第1条 (預入れの期限等)

- (1) この預金の満期日は6ヶ月以上36ヶ月以内の範囲内で自由に定める ことができ、また預入れ累計額にも制限はありません。この満期日は満期日 までに預入れた積立金の全部に適用するものとします。
- (2) この預金の預入れは1回100円以上かつ1日100万円以内で積立 (2) この資金の頂気はは1回100円以上が51日100万円以下で模立 回数に制限はなく、満期日までの期間内であれば自由に何回でも預入れする ことができます。ただし、この預金の満期日前の1ヶ月間に預入れできる積 立額の累計額は、すでに預入れた積立額の累計額を月平均に換算した金額の 120%を超えることはできません。
- (3) この預金の積立方法は窓口に直接来店して預入れするか、または当店 の所定の書式による自動振替方式によって預入れすることができます。
- (4) この預金は円貨のみの取扱いとします。

第2条(預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

第3条 (利息)

- (1) この預金は申込時に、あらかじめ満期日の期間に応じた当行所定の利率(以下「約定利率」という)と満期日から解約日の前日までの日数につい ての利率(以下「満期後利率」という)を定め、満期日までに預入れた積立 金の全部に適用します。
- (2) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日まで の日数について、約定利率によって計算します。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数 について、満期後利率によって計算します。
- (4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、 その利息は、預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次 の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算 し、この預金とともに支払います。
 ① 3か月末満
- 解約日における普通預金利率
- ② 3か月以上6か月未満 約定利率×1/4
- 3 6か月以上 約定利率×1/2
- (5) 預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算し

第4条(反社会的勢力等からの預金口座開設申込みの謝絶)

- この預金口座開設申込み時に、当行が実施する申込者に対する審査の結果、 当行が承諾した場合にのみ預金口座を開設、利用することができます。但し、 次の各号の一でも該当する場合は、当行は預金口座開設申込みをお断りする ものと致します。
- (1) 申込者が第5条第2項の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 申込者が「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の 対象者等または「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する
- (3) その他総合的な審査の結果、当行が申込者と取引を行うことを不適切 と判断した場合

第5条(預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章
- により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
 (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続する ことが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者 に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。 なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。 また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂 きます。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと が判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過し ない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標まうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴 力団員等」という。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明 した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有するこ
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害 を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認めら れる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難 されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行 為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀
- 損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が 延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみ なします
- (4) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止 し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができ るものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損 害額を支払って頂きます。

①預金者が次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等
- B.「米国OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- ②この預金が「外国為替および外国貿易法」に規制される次の各号の取引に 利用された場合
- A. 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制対象取 引(核兵器関連開発、大型兵器開発関連等)。
- B. 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮を原産地または船積地域 とする全ての貨物輸入取引

第6条(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届 出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。こ の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは
- 通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

第7条(印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注 149次用の下面、同個でいり回りです場で、世中ではいて日家を由口が月鑑と相当が注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条(譲渡、質入れの禁止)

この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

NF